久喜市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年１０月６日

久喜市長　貴志　信宏

久喜市条例第２６号

久喜市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

久喜市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

久喜市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成２２年久喜市条例第１８号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

久喜市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

第１条中「市の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成１４年法律第１５１号）第１６条第１項の規定に基づき、」に、「行うことができるようにするための共通する事項」を「市の機関等に係る手続等を行うために必要となる事項」に改める。

第２条第２号中「及び規則」を「、規則」に改め、「含む。）」の次に「及び手続等に係る市の執行機関等が定める根拠となる規程」を加える。

第９条を第１０条とし、第８条を第９条とし、第７条の次に次の１条を加える。

（申請等に係る添付書面等の省略）

第８条　申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって、当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって、当該書面等の区分に応じ規則で定める措置により直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、市の機関等は、その添付を要しないものとすることができる。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。